

奈良県告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成三十年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡十津川村大字長殿三九一の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）